

## 都市整備局へ寄せられた都民の声(平成29年2月)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
2	40	20	32	6	118	2	220

※上記区分の定義

提言: 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、

意見: 政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情: 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望: 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談: 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ: 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他: 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

### 寄せられた都民の声と対応事例

#### ▶(都民の声)都営住宅共益費の徴収方法について

今まで自治会が徴収していた共益費を、東京都が直接徴収する制度ができたが、都の試算内容は納得のいくものではなかった。そこで、一部の方のみ東京都が共益費を徴収し、徴収したものを自治会に入金するというシステムを考えていただきたい。

(対応)

日頃より、都営住宅の管理運営にご協力いただきありがとうございます。

近年、高齢化の進行に伴い、各戸訪問による共益費の徴収業務や草刈りなどの共用部分の管理が大きな負担になっているとの声が聞かれるようになってきました。

このため、自治会で実施している共用部分の公共料金の支払いや草刈り、中低木の剪定等の作業を、希望する団地について、東京都が住宅使用料と一緒にその費用を共益費として徴収することにといたしました。

この事業は、自治会総会等の決議により必要な項目をお申込みいただくことにより、団地の全居住者様からその費用を徴収することとなっております。そのため、個別の居住者様のみの徴収は出来かねますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

#### ▶(都民の声)都道上の地図看板の撤去について

都道上に粗末な店舗宣伝用の地図看板が括り付けられている。粗末な木枠の看板であり、危険であるため、早急に撤去をお願いしたい。

(対応)

日頃から屋外広告物行政にご理解いただき、ありがとうございます。

ご指摘のありました違反広告物については、屋外広告物法に基づく対応を行っている〇〇区にお伝えしております。

〇〇区では、ご指摘のありました地図看板について、道路管理者、警察署とともに2月3日に警告書を貼付、2月10日に期限付き警告書を貼付後、2月17日に撤去しました。

今後も、区の屋外広告物担当や、道路管理者、交通管理者である所轄警察署等と連携して、違反広告物の適正化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

なお、その他、都市整備局に寄せられた都民の声として、知事へのご意見のほか、都市計画道路や区画整理事業等についてのご意見等を多く頂戴しました。

貴重なご意見を頂き、ありがとうございました。頂いたご意見等については、関係部署に報告させていただきます。